

茨城県アライグマ防除実施方針

(第3次茨城県アライグマ防除実施計画)

令和3年3月

茨 城 県

目次

1	計画策定の背景と目的	1
2	特定外来生物の種類	1
3	防除を行う区域	1
4	防除を行う期間	1
5	アライグマの現況	2
	(1) アライグマの特徴	2
	(2) 生息状況（分布状況）	2
	(3) 被害の状況	3
	(4) 捕獲等の状況	4
	(5) 捕獲個体の取扱い状況	4
6	防除の目標	6
	(1) 目標	6
	(2) 地域別目標設定	6
7	防除の方法	11
	(1) 実施体制	11
	(2) 捕獲の方法	11
	(3) 捕獲の際の留意点	12
	(4) 捕獲個体の取扱	12
	(5) 捕獲個体の譲受けと飼養	13
	(6) 緊急的な防除（傷病獣等個体の取扱い）	13
	(7) モニタリング	13
	(8) 予防管理	14
	(9) 鳥獣保護管理法に基づく捕獲等との連携	14
8	合意形成等	15
	(1) 関係者との調整及び合意形成	15
	(2) 茨城県アライグマ対策連絡協議会の設置等	15
9	普及啓発	16
10	進行管理	16
	最後に	17
	参考資料	17

1 計画策定の背景と目的

アライグマ及びカニクイアライグマ（以下「アライグマ」という。）は、本来我が国に生息していなかったが、ペット等として輸入され、飼われていたものが逃げたり、捨てられたりして国内各地で野生化している。平成 17 年には、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）が施行され、アライグマは特定外来生物に指定された。

県内では、平成 19 年度より目撃情報、捕獲数が増加の傾向にあり、現在県内 38 市町村で捕獲が報告されるなど、急激に個体数が増加し全県的な分布拡大の状況にあると推定され、それに伴う農作物被害や生活環境被害の増加傾向、また、ツクバハコネサンショウウオなど希少な野生生物の生息地への影響が指摘される等の生態系被害並びに人獣共通感染症の媒介等のおそれが懸念されている。

このような状況に対し、本県では外来生物法に基づき、平成 22 年度から茨城県アライグマ防除実施計画を策定し、防除を実施してきたが、依然として捕獲数の増加や分布域の拡大が見られている。

このことから、引き続き対策の強化を進め、もって各種被害の防止に資するため、本計画を策定する。

なお、計画を通じ、県、市町村、地域住民、関係団体等が連携して防除実施体制を構築し、より計画的、効果的及び継続的な防除を実施するものとする。

2 特定外来生物の種類

アライグマ（学名：*Procyon lotor*）

カニクイアライグマ（学名：*Procyon cancrivorus*）

3 防除を行う区域

茨城県全域

4 防除を行う期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

ただし、計画の前提となる国の告示期間の見直しやアライグマの生息状況等の大きな変動、新たな科学的知見があった場合等は、必要に応じ計画の内容や計画期間等を見直すものとする。

5 アライグマの現況

(1) アライグマの特徴

生態的な特徴等に係るアライグマの概要は資料1のとおりである。

(2) 生息状況（分布状況）

令和2年度に実施した分布や被害発生に係る痕跡調査及び目撃情報の聞き取り並びに捕獲の状況等の整理（以下「生息状況調査等」という。）の結果から得られた県内のアライグマ分布状況は、図1のとおりである。また、市町村別捕獲状況は、図2のとおりである。

第1次計画期間（平成22年5月20日から平成28年3月31日まで）に、計画策定時から中心的に生息が確認されていた県南地域のほか、鹿行地域、県西地域においても捕獲等が報告され、また第2次計画期間（平成28年3月30日から令和3年3月31日まで）には県央地域及び県北地域まで広く捕獲等が報告されるなど、定着度合の差はあるものの県内全域に分布が拡大している状況にあると推定される。

図1 アライグマ分布状況

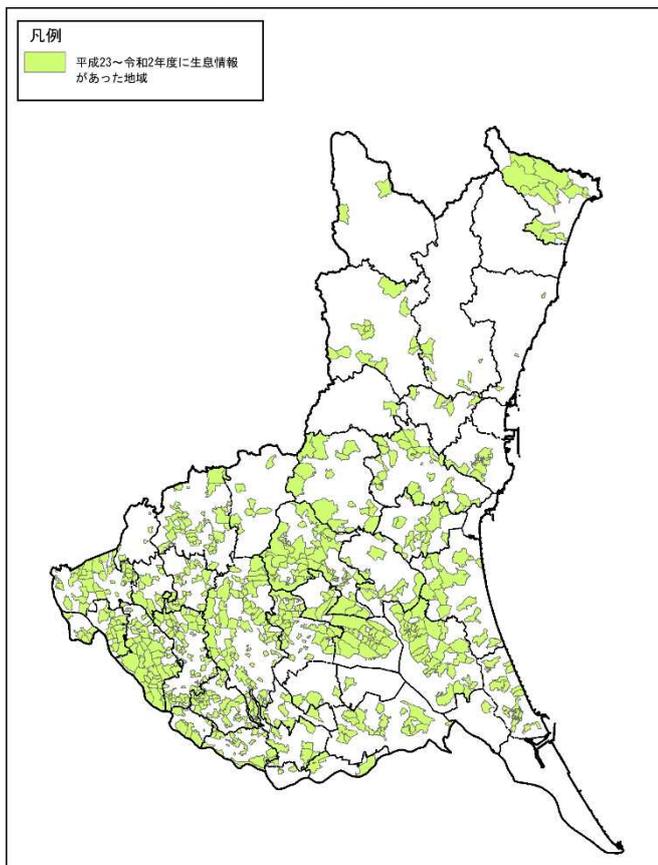
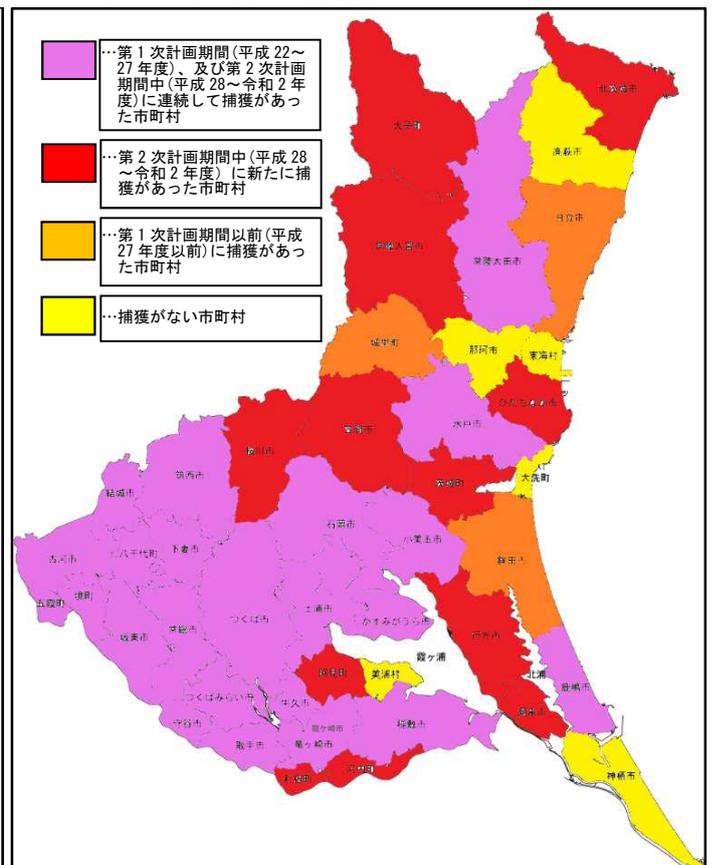


図2 市町村別捕獲状況



(3) 被害の状況

ア 生態系被害

アライグマにとっては、水辺環境が重要な餌場となっているため、両生類や爬虫類の生息に大きな影響を与えるおそれがある。

特に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の国内希少野生動物種に指定されている、ツクバハコネサンショウウオなどの捕食が懸念されている。

また、生息環境が競合するタヌキなどの生息への影響も懸念される場所である。

イ 農作物被害

県内におけるアライグマの農作物被害の推移は表1のとおりである。

アライグマによる農作物被害は、近年毎年報告されており、第2次計画期間中に、被害面積、被害量、被害金額のいずれにも増加傾向がみられた。しかしながらアライグマの捕獲数を鑑みると、家庭菜園などの把握できない被害があるものと推測されるほか、ハクビシンやタヌキ等の被害との区別がつきにくいため、アライグマによる被害と認識されていない可能性がある。

表1 県内におけるアライグマの農作物被害の推移

(茨城県病害虫防除所、農林水産部農地局農村計画課調べ)

年度	被害面積	被害量	被害金額	市町村	主な被害作物
H19	2a	100kg	150千円	常陸太田市	ブドウ
H20	—	—	—	—	—
H21	—	—	—	—	—
H22	0.2a	75kg	15千円	筑西市	スイカ
H23	0.0a	69kg	10千円	筑西市	スイカ
H24	1a	42kg	29千円	常総市	ブドウ
H25	3a	946kg	143千円	常総市	スイカ
H26	0.8a	135kg	52千円	常総市	ブドウ、ナシ
H27	5a	1,363kg	246千円	常総市	ブドウ、ナス、ネギ等
H28	36a	4,461kg	1,719千円	常総市、坂東市、茨城町	ブドウ、イチゴ、スイカ、ナス、トウモロコシ等
H29	44a	7,539kg	1,853千円	石岡市、下妻市、常総市、坂東市	ブドウ、ナシ、イチゴ、スイカ、トウモロコシ等
H30	85a	22,347kg	7,598千円	土浦市、石岡市、下妻市、常総市、坂東市、桜川市、かすみがうら市	ブドウ、ナシ、スイカ、トマト、トウモロコシ等
R1	110a	25,591kg	8,550千円	土浦市、石岡市、常総市、常陸太田市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市	ブドウ、ナシ、カキ、イチゴ、スイカ、ナス、トマト、トウモロコシ等

(※H23 被害面積は、被害はあるが、面積が単位以下)

ウ 生活環境被害

主に県南地域及び県西地域を中心として広く、家屋侵入による天井裏等の糞尿汚染、足音や鳴き声による騒音等の被害が発生している。また、ハクビシンによる被害との区別がつきにくいために、アライグマによる被害と認識されていない可能性がある。

エ 人の生命、身体への影響（人獣共通感染症）

アライグマは、狂犬病ウイルスやアライグマ回虫による幼虫移行症等複数の人獣共通感染症に感染することや、ノミやダニなどの衛生害虫の媒介のおそれがあることで知られており、公衆衛生上、注意する必要がある。

（４）捕獲等の状況

県内において、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づく有害鳥獣捕獲の許可による捕獲や計画に基づく防除としての捕獲による個体数の推移は表 2（p.5）のとおりである。

捕獲数は年々増加しており、特に県南地域、県西地域での増加が顕著に見られる。近年は県央地域及び鹿行地域も増加傾向にあり、県北地域での捕獲も確認されている。

（５）捕獲個体の取扱い状況

第 2 次計画期間までに計画に基づき捕獲された個体については、外来生物法に基づく譲受けや飼養の申請はない。

表2 市町村別捕獲頭数の推移

	H19 以前	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	計
水戸市					2	2	7	1		4	2	1	7	23	49
日立市	2	1													3
土浦市		3	7	2	1	4	5	3	25	14	19	50	65	53	251
古河市	1					4		3	8	9	19	20	33	45	142
石岡市			5	1	14	9	31	7	8	34	19	15	51	95	289
結城市								5		2	1	2	2	20	32
龍ヶ崎市				1				1		3	2	4	6	30	47
下妻市									2	3	12	10	22	36	85
常総市	1			1	10	16	13	12	17	37	55	56	49	27	294
常陸太田市	1								2		1	6			10
高萩市															
北茨城市														5	5
笠間市											1	2	8	1	12
取手市						1			7	7	8	9	18	22	72
牛久市						2		4	9	2	4	5	11	15	52
つくば市	1			7	2	16	1	12	24	26	42	68	79	199	477
ひたちなか市												1		1	2
鹿嶋市								2		3	4	6	11	18	44
潮来市														1	1
守谷市							5	7	9	13	6	14	13	27	94
常陸大宮市														2	2
那珂市															
筑西市			2	1				1	9	14	5	4		1	37
坂東市			1	2	24	5	25	16	41	89	117	401	418	391	1,530
稲敷市			1									2	7	14	24
かすみがうら市		1	8	34	17	22	28	60	123	114	146	198	219	219	1,189
桜川市											2	9			11
神栖市															
行方市											2	4	7	16	29
鉾田市					1										1
つくばみらい市					1	1	4			17	17	31	23	63	157
小美玉市							1		1	2	1	1	7	1	14
茨城町										7	15	10	17	11	60
大洗町															
城里町	1														1
東海村															
大子町											1		1		2
美浦村															
阿見町														1	1
河内町													3	6	9
八千代町								1		2	10	13	23	16	65
五霞町									1	6	1	3	1	23	35
境町									2	11	12	28	18	11	82
利根町												1		31	32
不明	2														2
計	9	5	24	49	72	82	120	135	288	419	524	974	1,119	1,424	5,244

(※R2については、令和3年1月31日現在)

6 防除の目標

(1) 目標

本県におけるアライグマによる農作物や生活環境及び生態系に係る被害の軽減と分布域の拡大の防止を目的とし、最終的には本県における野外からの完全排除を目標とする。

(2) 地域別目標設定

生息状況調査等の結果から、連続的な捕獲実績のみならず想定される生息密度や農作物被害等を複合的に勘案し、アライグマの分布が明らかに推定される市町村のうち、特に重点的に対応すべき市町村を「最重点防除対応地域」及び「重点防除対応地域」、それ以外の市町村を「警戒防除対応地域」とする。また、被害や捕獲などがほとんどない市町村を「侵入警戒地域」とする。地域区分は図3 (p.10) のとおりである。

なお、計画期間中も、必要に応じ地域区分の変更を行うこととする。

各地域別の目標は以下のとおりとする。

表3 地域別目標の概要

設定地域	定義	目標	市町村数
最重点防除対応地域	H24～R1の1km ² 当たり捕獲数が1頭以上となる高生息密度の市町村	被害地点等で徹底捕獲／近接市町村と連携／捕獲体制強化／従事者に地域住民の参画	7市町村
重点防除対応地域	H24～R1の1km ² 当たり捕獲数が1頭未満0.2頭以上となる又は農業被害の発生市町村	最重点防除対応地域に準じる 被害地点等で徹底捕獲／近接市町村と連携／捕獲体制強化／従事者に地域住民の参画	18市町村
警戒防除対応地域	H24～R1の1km ² 当たり捕獲数が0.2頭未満で農業被害もない市町村	捕獲体制整備／生息確認地点で捕獲し拡大防止／普及啓発	8市町村
侵入警戒地域	これまで捕獲が報告されていない市町村	捕獲体制整備／生息確認時に確実な捕獲を実施／普及啓発	11市町村

(※以下、設定地域別に、一部、具体的な防除の方法について触れる場合があるが、詳細は後述する「7 防除の方法」を参照)

ア「最重点防除対応地域」(暫定高密度地域)

生息状況調査等から各年(平成24年度～令和元年度を対象とする。以下同じ。)の単位面積1km²当たりの捕獲数の累積が1頭以上となり、捕獲頭数が多くアライグマの生息密度が高いと考えられる次の7市町村を最重点防除対応地域とする。

地域名	市町村名 (カッコ内は1km ² 当たり捕獲数累積の値(小数点以下第3位四捨五入))	市町村数
県南	土浦市(1.51)、守谷市(1.88)、かすみがうら市(5.81)、つくばみらい市(1.20)	4
県西	常総市(2.06)、坂東市(9.04)、境町(1.52)	3
計		7

最重点防除対応地域では、被害発生地点における徹底した捕獲を行うとともに、その周囲で新たな被害の発生が懸念される区域及び目撃等により生息が確認された場所においても計画的な捕獲を行い、被害の軽減及び分布の拡大防止を目標とする。

- ・捕獲体制は一層強化することとし、捕獲に係る機材等及び人員を充分数確保する。はこわなを捕獲の方法とするもののその数が不足する場合等については、県が保有するはこわなの貸出の措置を特に優先的に講じる。
- ・捕獲に継続的に取り組み、併せて、その捕獲努力を確かな成果とするため近接市町村間で連携した捕獲の推進（捕獲圧の向上）が求められることから、後述する県のモニタリングより近接市町村の防除の実施状況を共有し、情報交換を図るものとする。
- ・また、アライグマの生息状況や被害状況を継続的に情報発信する等により地域課題としての意識醸成に努め、問題認識の共有と防除への理解促進、並びに後述する捕獲及び捕獲個体の処理等（以下「捕獲等」という。）に従事する者に地域住民の参画を進めるなど、広く捕獲推進を図るものとする。

イ「重点防除対応地域」（暫定高密度移行地域）

生息状況調査等から、各年の1km²当たりの捕獲数の累積が1頭未満0.2頭以上となる、又は農作物被害の発生が確認されるなど、地域内に分布の濃淡はあるものの捕獲数や被害等の増加からアライグマの生息密度が高まっていると考えられる次の18市町村を重点防除対応地域とする。

地域名	市町村名 (カッコ内は1km ² 当たり捕獲数累積の値(小数点以下第3位四捨五入)、 農作物被害発生の場合は「農」と記載)	市町村数
県北	常陸太田市(0.02/農)	1
県央	水戸市(0.11/農)、那珂市(0.00/農)、 小美玉市(0.09/農)、茨城町(0.40)	4
鹿行	鹿嶋市(0.25)、行方市(0.06/農)	2
県南	石岡市(0.81)、龍ヶ崎市(0.20)、取手市(0.72)、 牛久市(0.63)、つくば市(0.94)、阿見町(0.00/農)	6
県西	古河市(0.78)、下妻市(0.61)、筑西市(0.16/農)、 八千代町(0.83)、五霞町(0.52)	5
計		18

重点防除対応地域では、特に最重点防除対応地域の周辺自治体にあっては捕獲努力を確かな成果とする必要があり、最重点防除対応地域に準じ目標設定する。

については、被害発生地点や目撃等により生息が確認された場所及びその周囲での徹底した捕獲とともに、計画的な捕獲で被害の軽減及び分布の拡大防止を目標とする。

- ・捕獲体制を強化することとし、その一環として県が保有するはこわなの貸出措置を優先的に講じるほか、継続的な捕獲と近接市町村の防除の実施状況を共有し情報交換を図る連携捕獲の推進、地域での問題認識の共有と防除への理解促進、並びに後述する捕獲等に従事する者への地域住民の参画促進など、広く捕獲推進を図るものとする。

ウ「警戒防除対応地域」（暫定低密度地域）

生息状況調査等から、各年の1 km²当たりの捕獲数の累積が0.2頭未満となり、また農作物被害の発生も確認されないなど、重点防除対応地域に比べて生息密度が低いと推測されるものの、捕獲実績があり、アライグマの定着と生息密度の高まりのおそれがあると考えられる次の8市町村を警戒防除対応地域とする。

地域名	市町村名 (カッコ内は1 km ² 当たり捕獲数累積の値(小数点以下第3位四捨五入))	市町村数
県北	大子町 ^(0.01)	1
県央	笠間市 ^(0.05) 、ひたちなか市 ^(0.01)	2
県南	稲敷市 ^(0.04) 、河内町 ^(0.07) 、利根町 ^(0.04)	3
県西	結城市 ^(0.18) 、桜川市 ^(0.06)	2
計		8

警戒防除対応地域では、(重点防除対応地域や捕獲実績のある他県に隣接し、今後分布の拡大のおそれがあることもふまえ)捕獲体制を整備し、被害発生地点や目撃等により生息が確認された場所及びその周囲で捕獲を行い、地域内での被害の拡大防止を目標とする。

- ・捕獲体制整備の一環として、必要に応じ県が保有するはこわなの貸出の措置を講じ、併せて、近接市町村間の連携を視野に後述する県のモニタリングより防除実施状況の共有に努めることとする。
- ・また、アライグマ問題に関する認知度や関心が低いこと、及び地域内での分布の濃淡が大きいことが予想されることから、地域住民や関係団体に対し積極的に普及啓発を行うとともに、より多くの地域住民から情報提供を求めるなど、早期に侵入確認の情報が集まる体制を整え、捕獲の実施地点を特定し捕獲推進を図るものとする。

エ「侵入警戒地域」（暫定密度不明地域）

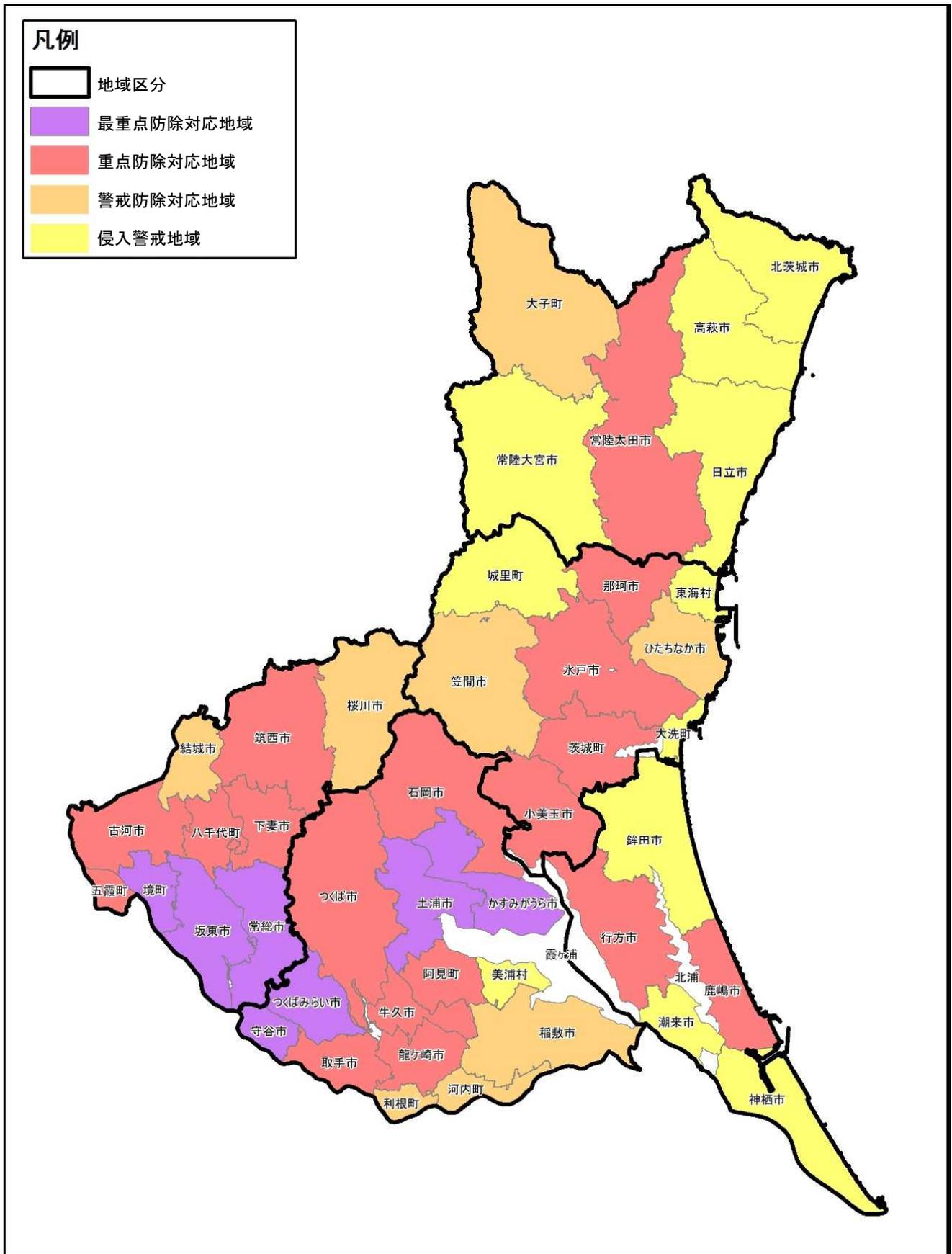
目撃情報、捕獲実績や被害がほとんどないものの、周囲の状況から今後、侵入と定着のおそれがある次の11市町村を侵入警戒地域とする。

地域名	市町村名	市町村数
県北	日立市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市	4
県央	大洗町、城里町、東海村	3
鹿行	潮来市、神栖市、鉾田市	3
県南	美浦村	1
計		11

侵入警戒地域では、(重点防除対応地域や捕獲実績のある他県に隣接し、今後分布の拡大のおそれがあることもふまえ)被害や目撃情報等があった際に速やかに把握し捕獲に向けた行動を取り得る体制を整備するとともに、特に侵入のおそれのある区域の監視を強化し、分布拡大の予防を目標とする。

- ・捕獲体制整備の一環として、必要に応じ県が保有するはこわなの貸出の措置を講じる。
- ・なお、アライグマ問題に対する認知度や関心が低いことが予想されることから、地域住民や関係団体に対し積極的に普及啓発を行うとともに、地域住民から情報提供を求めるなどして生息が確認された場合には確実な捕獲を図るものとする。

图3 市町村別地域区分



7 防除の方法

(1) 実施体制

防除の実施にあたっては、県及び市町村が実施主体となり、地域住民、関係団体、研究機関等の協力を得ながら、防除を実施することとする。

なお、防除を実施する際は、外来生物法や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）その他関係法令を遵守するものとする。

具体的な役割分担は次のとおりとする。詳細を表形式で示したものは表4のとおりである。

ア 県 捕獲個体の処分及び焼却等による処分個体の処理、生息状況や被害情報等のモニタリング（情報収集及び分析、科学的データの蓄積、結果のフィードバック、結果に基づく計画や防除目標の見直し、近接市町村間の状況共有による捕獲推進の働きかけ）、計画の進行管理、市町村の取組に対する助言指導等を実施する。

イ 市町村 捕獲等に従事する者の管理、捕獲、処分場への運搬、焼却等による処分個体の処理（焼却の場合は近接市町村との処理場所の共用の検討を含む）、情報の県への報告及び近接市町村情報の把握等を実施する。

また、処分方法等を県へ協議のうえ捕獲個体の処分を実施することもできる。

表4 防除の役割分担

	捕獲等	予防管理	モニタリング	普及啓発等
県	<ul style="list-style-type: none"> ○研修会の開催 ○市町村へはこわなの貸出 ○捕獲個体の処分 ○焼却等による処分個体の処理 ○関係機関と情報交換 ○市町村の取組に対する技術指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報収集・分析 ○科学的データの蓄積 ○結果フィードバック (計画・防除目標の見直し) ○計画の進行管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○HP等による情報発信 ○国・各自治体・専門家等との情報交換 ○検討会等の開催
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○研修会の開催 ○従事者登録・管理 ○従事者へはこわなの貸出 ○捕獲の実施 ○捕獲個体の処分 (※県と事前協議のうえで実施可能) ○焼却等による処分個体の処理 ○有害捕獲許可 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民へ情報提供 ○地域住民へ被害予防管理 対策の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報把握・報告 	<ul style="list-style-type: none"> ○普及啓発情報の発信 ○土地所有者等との合意形成 ○地域の問題・対策意識の醸成

(2) 捕獲の方法

原則として、小型のはこわなを使用する。

(後述する捕獲個体の処分のための装置への入れ込み等を考慮すると、)
小型のはこわなの規格としては、幅 26.5cm 以内、高さ 25cm 以上～31.5cm 以内、奥行 60cm 以上～81.5cm 以内が想定される。

踏み板式の形式が一般的。また、軽く丈夫で運搬が容易なものが望ましい。

※アライグマは在来種のタヌキなどよりも体格が大きく(例えば、大型個体の体重 10kg 超など(資料 1 を参照))、そのため、小さなはこわなを使用すると警戒心などから捕獲効率が低下するおそれ等がある。
※踏み板式が一般的だが、錯誤捕獲を回避するための加工わなの利用がさらに望ましい(例えば、資料 3(資図-1)を参照)。また、接合部の破壊による逸出を防止するための結束バンド等での補強も同様のこと。
※参考までに、これら条件を満たし入手しやすいはこわなとして、Woodstream-Havahart Model#:1089 などがある。

ただし、現場の状況等により、やむを得ず小型のはこわな以外の方法を用いる場合は、適切かつ効果的な方法を用いるものとする。

捕獲の実施に際しては次のとおりとする。

ア 市町村は、捕獲等に従事する者(以下「従事者」という。)からの申出等(資料 2-1 を参照)に基づき、従事者に対し、外来生物法に基づく防除を実施していることを証する従事者証(資料 2-2 を参照)を発行する。また、従事者数、従事者とその担当区域等をまとめ、従事者台帳(資料 2-3 を参照)として管理する。

イ はこわなの使用については、原則として、わな猟免許を有する者が行うこととする。

ただし、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者については、わな猟免許非所持者であっても従事者とすることができる。

(住宅敷地又は農地を所有又は管理する者又はその者から捕獲等の依頼を受けた者が当該敷地内ではこわなを使用する場合は、上記と同様に、わな猟免許非所持者であっても従事者とすることができるものとする。この場合にあっては、下記ウに規定する研修会の修了促進及び他の従事者の指導や立会等、適切な捕獲と安全の確保に留意することとする。)

ウ 県や市町村は狩猟免許を有する者による研修会の開催等により、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有した従事者の養成に努めるものとする。当該研修の修了者は、イのただし書きに規定する免許非所持者の従事者とすることができるものとする。

なお、第 2 次計画期間以前の当該研修の修了者についても、同様に、引き続き免許非所持者の従事者とすることができるものとする。

エ ウのうち県の研修会開催にあたっては、県民センター環境・保安課及び県民生活環境部環境政策課県央環境保全室が、本計画期間内において、所轄の市町村の区域の従事者を養成する研修を開催する。

(3) 捕獲の際の留意点

市町村及び従事者は、捕獲を実施する際、資料 3 の事項に留意するものとする。

(4) 捕獲個体の取扱

捕獲個体は、市町村からの依頼に基づき、原則として県が処分を行う。

ただし、処分方法等について県へ事前に協議のうえ、市町村主体で処分を行うこともできる。

処分方法は、動物福祉及び公衆衛生に配慮し、二段階注射や炭酸ガス方式等、「動物の殺処分に関する指針」（平成7年7月4日総理府告示第40号）に基づく方法とする。

捕獲地から処分場までの個体の運搬は、市町村及び従事者が実施する。

処分個体は、原則として県または市町村が、焼却等適切に処理するものとする。

なお、処分個体は、後述するモニタリングに必要なデータに供する。

(5) 捕獲個体の譲受けと飼養

捕獲個体について、学術研究、展示、教育、その他公益上の必要があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ている者、又は同法第4条第2号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる者に譲渡することができるものとする。

なお、引取飼養等を希望する者に捕獲個体を譲渡する場合には、県は、下記の要件を確認のうえ譲渡証明書を発行する。

<譲渡の要件>

- ア 外来生物法の規定に基づく引取飼養等に係る許可を受けていること。
- イ 捕獲個体を一定数収容できる施設を有していること。
- ウ 捕獲個体を県又は市町村から速やかに引取りできること。
- エ 引取後30日以内に、不妊手術、マイクロチップの装着、感染症予防の措置を実施すること。
- オ 引取状況を記録し保管するとともに、引き取りした個体の飼養等の状況等について継続的に必要な情報収集及び報告を行うこと。

(6) 緊急的な防除（傷病獣等個体の取扱い）

人に危害を与えるおそれがある場合や希少な野生生物への被害が発生するおそれがある場合、またはその他の事由により緊急的に対応する必要がある場合には、緊急的な防除を実施する。

また、アライグマが傷病鳥獣として保護又は錯誤捕獲個体として捕獲された場合は原則として放獣は行わず、上記（4）に準じて取り扱うこととする。

(7) モニタリング

アライグマの完全排除に向けては、科学的、計画的に防除を推進する必要がある、生息状況や被害情報等を把握するためモニタリングを実施し、防除の効果検証を行うとともに、その結果を計画や防除目標の見直しに適切に反映するよう努める。

特に、本県のアライグマの防除目標個体数（及びその根拠となる推定生息個体数）については、必要となる情報の蓄積段階にあり、現在は算出できていない状況にある。当面は、個体数の増減指標として用いられる捕獲努力量（CPUE）の算出を目的とし、従来の捕獲個体データに加え、わな使用期間の収集を行う必要がある。

そのため、県は、市町村等と協力して、下記の情報の把握に努め、情報の収集、分析を行う。なお、分析は、県が研究機関等の協力を得て実施する。

<把握、収集する情報>

- ア 捕獲に関する情報（使用したわなの位置、個数、期間、捕獲数、捕獲個体情報等）、目撃情報（分布状況等推定のための雌雄及び成獣幼獣の別等も把握が望ましい）、及び被害情報等（資料 2-4、2-5、2-6 を参照）
- イ 上記ア以外の調査研究による情報

<報告、収集の方法>

- ア 県が処分を行う場合、市町村は、原則として処分場で捕獲に関する情報の報告を行う。
- イ 市町村主体で処分を行う場合や捕獲を実施（わなを使用）したものの捕獲個体を得るに至らなかった場合、及び処分場での報告が困難な捕獲に関する情報がある場合等、上記ア以外の場合には、県は必要に応じ市町村に対して情報の報告を求めることができるものとする。目撃情報及び被害情報等についても同様とする。

(8) 予防管理

アライグマによる農作物被害や生活環境被害等を軽減、予防するためには、餌場や繁殖場所として利用されないよう農業者や地域住民による被害地への侵入防止対策が重要である。アライグマ問題に対する理解に努め、地域全体で連携し、有効な対策（誘引要因の除去等）を速やかに講じるよう努めるものとする。

<対策の例>

- ア 家屋等
 - ・壁や床下、屋根付近等の隙間など侵入口をふさぐこと
 - ・特に古い木造建造物など普段人が近づかない場合が多い場所へ注意
 - ・実のなる庭木や生ゴミなど餌になるものの点検、管理 など
- イ 農地等
 - ・防護柵等の設置
 - ・廃棄野菜や果樹などの点検、管理 など
- ウ 共通
 - ・足跡等のフィールドサインや目撃情報の早期把握 など

(9) 鳥獣保護管理法に基づく捕獲等との連携

アライグマの捕獲は、現在、外来生物法に基づく防除としての捕獲のほか、鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣捕獲の許可による捕獲（地域住民等の個人の捕獲又は「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号）に基づく被害防止計画による鳥獣被害対策実施隊等の捕獲のいずれも含む。以下同じ。）及びその他の捕獲許可による捕獲など（以下「有害捕獲等」という。）、根拠法令を異にする複数の捕獲が行われている。根拠法令別の制度等の概要について表形式で示したものは表5のとおりである。

有害捕獲等については、上記6（1）の本計画の当面の目標に資する取組であり、市町村は、その実施状況もふまえ、適切に連携を図り防除を実施するものとする。

有害捕獲等との連携に際しては次のとおりとする。

ア 市町村は、有害捕獲等にあっても、上記（7）に準じて取り扱い、その捕獲に関する情報の把握、収集を行うこととする。

イ 上記（2）の外来生物法に基づく防除としての捕獲の実施にあたり、アライグマと生息状況や被害情報等が類似する有害鳥獣（特に外来種であるハクビシン等）が捕獲される可能性がある場合は、可能な限り、あらかじめ鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣捕獲の許可を得ることとする。

アライグマと形態的に類似する中型獣種の識別概要は資料4のとおりである。

表5 アライグマ捕獲に係る根拠法令別制度概要

	外来生物法に基づく防除	鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可 (主に有害鳥獣捕獲の許可)
目的	○生態系、人の生命若しくは身体、農林水産業に係る被害の防止 ●被害未発生時の予防的捕獲、生態系からの完全排除も含んだ計画的防除が可能	○生活環境、農林水産業、生態系に係る被害の防止 等 ○野生鳥獣の保護と両立が必要
捕獲個体の 取扱い	●生きたままの運搬等を伴う防除が可能 ○処分場で原則として県が処分実施 (市町村の処分実施も可能)	○捕獲地での殺処分、又は地方公共団体職員等への引渡し(許可時に個別に規定) (ただし、処分のための一時的な保管、又は運搬は、例外的に可能)
わな猟免許 非所持者の 取扱い	●研修会を修了した場合等、従事者としてはこわなの使用(設置)から捕獲、運搬までの一連の作業が可能	○見回り、餌の設置は可能 ○はこわなの使用、止め刺し、運搬は原則不可能 (住宅等内の被害防止目的による当該敷地内での捕獲等、例外的に可能な場合あり)
鳥獣保護管理法 の禁止猟法等	○使用不可 (本県では、原則としてはこわなのみ使用可能)	●禁止猟法の使用可能 (危険猟法は別途許可を受ければ使用可能)
捕獲数量	●数量の上限なし	○数量を決めて申請
捕獲期間	●防除実施計画期間中は常時	○原則として、銃器以外(わな等)を使用する場合は、3ヶ月以内

(※●は外来種対策の観点から優れている点)

8 合意形成等

(1) 関係者との調整及び合意形成

防除にあたっては、防除を行う地域住民、土地所有者、施設管理者等との調整及び合意形成に努める。

防除を行う地域の地域住民や土地所有者等、並びに河川、水路等の管理者に対しては、必要に応じ防除実施内容等に係る説明を行うものとする。

(2) 茨城県アライグマ対策連絡協議会の設置等

防除の実施に際しては、学識経験者、獣医師会、自然保護団体及び狩猟者団体等で構成される「茨城県自然環境保全審議会」の活用や、市町村及び関係機関等からなる「茨城県アライグマ対策連絡協議会」の設置を検討するなど、必要に応じ、情報交換、意見交換を行いながら、共通認識の醸成と連携を図りながら進めるものとする。

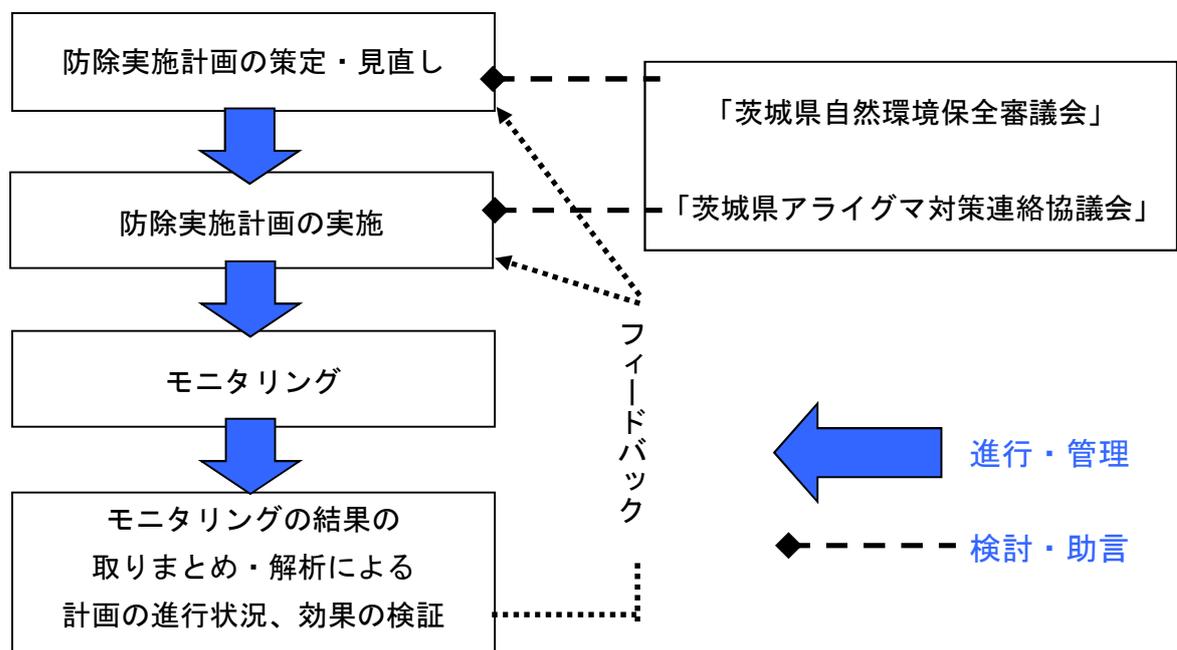
9 普及啓発

県内では、地域により認知度、関心及び対応の度合に差があることから、防除実施に係る理解の増進を図る必要がある。

そのため、県と市町村は、地域住民及び関係機関等に対し、アライグマの生態等の基礎知識、被害予防対策及び本県における現状と防除の必要性等について、パンフレットの作成、講習会の開催並びにホームページの活用等により普及啓発に努めるものとする。

10 進行管理

計画の進行管理は、以下のとおりとする。



最後に

今日のアライグマ問題の根底には、野生動物であるアライグマを安易に飼育した歴史的背景と共に、その飼育管理を徹底できなかった人間の側の身勝手さがあります。その意味で、防除実施計画により取り除かれるアライグマも被害者である点を、私たちは今一度認識する必要があります。今後、さらなるアライグマの命を奪わなければならない事態を避けるためにも、現段階での防除作業を出来る限り迅速に進めると共に、これ以上のアライグマやその他の外来生物の増加と分布の拡大を防ぐために、私たち自身が野生生物との接し方やその飼育に関して、正しい知識と道徳を涵養することが何より求められます。

参考資料

山崎晃司・佐伯 緑・竹内正彦・及川ひろみ(2009)

「茨城県でのアライグマの生息動向と今後の管理課題について」『茨城県自然博物館研究報告第12号』P41-49

山崎晃司・佐伯 緑(2010)

「在来種の混獲防止トリガー付きアライグマ捕獲罠の導入について」『茨城県自然博物館研究報告第13号別刷』

Hiroaki Ishii・Koji Yamazaki・Michael J. Noonan・Christina D. Buesching・Chris Newman and Yayoi Kaneko

Testing cellular phone-enhanced GPS tracking technology for urban carnivores. BMC Animal Biotelemetry. 2019

落合菜知香(2014)

「茨城県における外来種アライグマの生息分布と個体群動態予測」『筑波大学大学院生命環境科学研究科生物資源科学専攻修士(農学)学位論文』

鈴木郁子(2016)

「茨城県南部において分布拡大傾向にあるアライグマ(*procyon lotor*)の食性の特徴」『東京農業大学地域環境科学部森林総合科学科森林生態学研究室卒業論文』

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室(2011)「アライグマ防除の手引き」

環境省近畿地方環境事務所(2008)「近畿地方アライグマ防除の手引き」

環境省ホームページ(2021.2.8 閲覧)「特定外来生物 同定マニュアル 哺乳類」

北海道(2006)

「北海道におけるアライグマ・カニクイアライグマ(以下、アライグマ等)防除実施計画書」

神奈川県(2016)「第3次神奈川県アライグマ防除実施計画」

埼玉県(2007)「埼玉県アライグマ防除実施計画」

千葉県(2008)「千葉県アライグマ防除実施計画」

栃木県(2012)「栃木県アライグマ防除実施計画」

東京都(2013)「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」

資料一覧

資料1 アライグマの特徴

資料2 参考様式（様式例）

- 1 茨城県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲等届出書
- 2 茨城県アライグマ防除実施計画に基づく従事者証
- 3 茨城県アライグマ防除実施計画に基づく従事者台帳
- 4 茨城県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲実施記録
- 5 アライグマの目撃情報記録
- 6 アライグマの農作物被害記録(調査表)
- 7 アライグマ捕獲時の関係地域住民等への周知
- 8 茨城県アライグマ防除実施計画に基づく標識

資料3 アライグマの捕獲等に関する留意事項

資料4 アライグマと形態的に類似する中型獣種の識別

資料1 アライグマの特徴

	具体的な特徴
分布	<ul style="list-style-type: none"> ・原産地 北米及び中南米
形態	<ul style="list-style-type: none"> ・頭胴長 40～60cm / 尾長 20～40cm ・体重 2～12kg で、成獣はオスがメスよりも大きい 茨城県ではオス成獣で平均 8kg、メス成獣で平均 6kg ほど ・体毛 灰白色のものが多いが、個体変異あり 目のまわりから頬にかけて黒いマスク模様がみられる 尾には長く密に毛が生え、4～7 条の黒色のリング状の縞模様がある
生態	<ul style="list-style-type: none"> ・食性 雑食性 果実、小型哺乳類、両生類、爬虫類、魚類、鳥類の卵、昆虫類、甲殻類等に加え、農作物など環境の状況に柔軟に対応して様々な餌を食べる傾向がある ・繁殖 一夫多妻制の社会構造 交尾期にオスが複数のメスと交尾するが、妊娠しなかったメスは別のオスとも交尾する オス、メスともに単独生活で、発情・交尾期のみペアが形成される 発情・交尾期は 2～3 月だが地域により差がある。約 2 ヶ月の妊娠期間後に日本では平均 3～5 頭を出産 和歌山県や神奈川県では 8 月以降の出産事例もある 産子数が多いにもかかわらず、1 歳未満の初期死亡率が低い(50% 未満) ・寿命 野生下の平均寿命は 3～5 年程度、最長寿命は 13～16 年
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・足指が長く前足を器用に使うことができ、木登りや泳ぎが得意 成獣になると気性が荒くなり、力も強くなる ・一般的に夜行性 樹洞、他の動物が地中に掘った巣穴や隙間の多い民家、寺社仏閣などを昼間の休憩場所や繁殖場所として利用する 浅い水辺を好むが、森林や湿地、農耕地、市街地等、人間の生産・生活の場を含む幅広い生息環境に適応できる ・行動域は環境条件によって異なり、10ha から 2,000ha 以上まで様々 ・冬期には冬眠はしないが活動を低下させる

<p>本県における研究等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <茨城県におけるアライグマの食性について> かすみがうら市、石岡市、つくば市及び土浦市で 2009 年から 2015 年の間に計画に基づき捕獲されたアライグマ成獣の胃の内容物および直腸内容物を分析したところ、果実が全体の 47.3%を占め、次いでイネ科植物が 21.2%、甲殻類が 15.9%であった（鈴木 2016）。 ・ <茨城県におけるアライグマの繁殖について> 茨城県における産仔数の平均は 4.52 頭で、他地域に比べ高い水準となっており、個体数を減少させるには、全生息数の 3 割以上を捕獲し続けることが必要である（落合 2014）。 ・ <茨城県におけるアライグマの行動圏の大きさについて> 坂東市、常総市の周辺で GPS 追跡されたアライグマの行動圏は、平均 18.2 km²（33.2～223.4 km²、自己相関カーネル法による）と他地域と比較して大きかった。こうした結果は、隣接する自治体が協働して防除に取り組む必要性を示唆している（Ishii et al. 2019）。
------------------	--

茨城県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲等届出書

年 月 日

〇〇市町村長 殿

郵便番号
住 所
氏 名
職 業
生年月日 年 月 日生
電話番号

茨城県アライグマ防除実施計画に基づき、アライグマの捕獲等を行うので、次のとおり届け出ます。

番号	※			
捕獲等をしようとする数量				
捕獲等をしようとする目的				
捕獲等をしようとする期間		年 月 日から 計 画 終 了 時 まで		
捕獲等をしようとする区域・場所				
捕獲の方法				
わな猟免許 の有無	有・無	狩猟免許番号	交付年月日	交付した都道府県知事名
防除従事者講習会 の受講状況		受講結果	受講日	研修開催機関名

生息状況 (目撃情報など)	
被害時期	
被害内容	

- 備考 1 ※印の欄には記入しないでください。
2 記入欄が不足する場合は、別に記入した書類を添付してください。
3 わな猟免許を所持している場合は「狩猟免許番号」、「交付年月日」、「交付した都道府県知事名」欄を記入してください。
また、同免許を所持していない場合には、防除従事者講習会の受講状況欄を記入してください。

添付書類 捕獲等をしようとする区域・場所を明らかにした図面

第 号

茨城県アライグマ防除実施計画に基づく
従事者証

〇〇市町村長

注 意 事 項

- 1 従事者証は、アライグマの捕獲等に際しては必ず携帯しなければならない。かつ、他人に使用させてはならない。
- 2 従事者証の交付を受けた者は、捕獲等をする期間終了後 30 日以内に、〇〇市町村長に従事者証を返納し、かつ、捕獲等について「捕獲等記録」により報告をしなければならない。

住 所	
氏名（団体名）	
生年月日	
目 的	
捕獲等をする区域	
捕獲等をする期間	
捕獲の方法	
捕獲後の処置	
備 考	

捕獲等実績報告				
捕獲等の場所		数量		備 考
(捕獲結果は、別途「捕獲等記録」に記載してください。)				

茨城県アライグマ防除実施計画に基づくアライグマの捕獲等記録

1 捕獲の状況等

(わな整理番号)

捕獲場所 (詳細な場所)	わな設置期間	捕獲 総数	捕獲個体の詳細 (捕獲日、性別、体重を捕獲個体ごとに記載)	備考 (使用した餌)
	設置した日			
	回収した日			
	設置期間中にわなを閉鎖した日 (該当ある場合のみ記載)			
	年 月 日		(個体No.1) 1 捕獲日 年 月 日 2 性別 (オス / メス / 不明)・体重 kg	
	年 月 日		(個体No.2) 1 捕獲日 年 月 日 2 性別 (オス / メス / 不明)・体重 kg	
	年 月 日から 年 月 日まで		(個体No.3) 1 捕獲日 年 月 日 2 性別 (オス / メス / 不明)・体重 kg	

2 錯誤捕獲の状況

捕獲した動物の種	捕獲日	捕獲したときに使用した餌
	年 月 日	
	年 月 日	

- 備考 1 記載は、仕掛けたわな別に行ってください。(この用紙は、1箇所(1基)1連続期間のわな設置ごとに1枚作成してください。(例えば3基のわなを各1週間連続して仕掛けた場合には3枚作成してください。)複数作成する場合はわな整理番号の欄により区別してください。)
- 2 捕獲個体の性別は判明した場合に、また体重は計測した場合に記載してください。
- 3 わなに使用した餌を備考欄に記載してください。
- 4 捕獲できなかった場合は、捕獲総数を0と記載し、捕獲場所、わな設置日、わな回収日、使用した餌を記載してください。
- 5 錯誤捕獲があった場合は、錯誤捕獲の状況の欄に記載してください。

従事者台帳

(資料2-3)

<記載例>

No.	捕獲を行う場所 (担当区域)	従事者名簿					鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可状況		わな猟免許等の状況				備考
		氏名	住所	区分	所属等	生年月日	許可証等の番号	許可を得た種類	免許の有無	免状の番号	交付年月日	交付機関名	
例1	水戸市 JR常磐線の北側地区	茨城 一郎	水戸市笠原町978-6	③	農業	H12.4.1	自環指令第〇〇号	アライグマ・ハクビシン ・タヌキ	有	第〇〇〇号	R3.4.1	茨城県知事	
例2	水戸市 笠原町	茨城 二郎	水戸市笠原町978-6	①	茨城県	H12.4.1			無		R2.7.1	県南県民 センター	

<記載欄>

市町村名:													
No.	捕獲を行う場所 (担当区域)	従事者名簿					鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可状況		わな猟免許等の状況				備考
		氏名	住所	区分 (※1)	所属等 (※2)	生年月日	許可証等の番号 (※3)	許可を得た種類	免許の有無 (※4)	免状の番号	交付年月日 (※5)	交付機関名 (※5)	
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

- 注: ※ 1 区分の欄には、「①」行政(職員)、「②」住民、「③」農業者、「④」その他 のいずれかを記載する。
 ※ 2 所属等の欄には、団体(市町村、NPO法人、民間会社等)に所属している場合はその団体名を、個人の場合は職業を記載する。
 ※ 3 許可証等とは、鳥獣保護管理法第9条第1項に基づく、鳥獣の捕獲等に係る許可証又は従事者証をいう。
 ※ 4 免許の有無の欄には、「有」または「無」を記載する。
 ※ 5 免許非所持者であって所定の研修を受けた場合は、「狩猟免許」欄の「交付年月日」欄に研修を受けた日付を、「交付機関名」欄に研修開催機関を記載する。

アライグマ目撃情報記録

(資料2-5)

<記載例>

No.	受付日	目撃日時		目撃場所		通報者	目撃した状況	対応(回答)	捕獲等の実施有無	備考
				市町村	町名～番地					
例1	R3.4.1	R3.4.10	13:30	水戸市	笠原町	住民	子供2匹を連れたアライグマが庭を通過した。		無	
例2	R3.4.1	R3.4.10	13:30	〇〇市	××町	住民	1体の死骸が道路にある。		無	

<記載欄>

市町村名:				取りまとめ期間:				年度第	四半期	
No.	受付日	目撃日時		目撃場所		通報者	目撃した状況	対応(回答)	捕獲等の実施有無	備考
				市町村	町名～番地					
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

危険！！
近寄らないで！！



アライグマの捕獲中につき、
ご協力をお願いします。

〇〇〇市△△△課 TEL××× - ××× - ××××

茨城県アライグマ防除実施計画に基づく

アライグマ・カニクイアライグマの防除

氏名 (実施主体)	
住所	
連絡先	
はこわなの設置期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
確認	令和 3年 3月 24日 2 関 振 第 2 4 8 6 号 環 関 地 野 許 第 2 1 0 3 2 4 5 号
防除の期間	令和 3年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日 まで

資料3 アライグマの捕獲等に関する留意事項

* 以下、外来生物法に基づく防除としての捕獲等を主な対象とする。
ただし、特記する事項を除き、鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可による捕獲等の場合もこれに準じること。

1 捕獲等に当たっては、錯誤捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じることとし、万一、事故等があった場合には速やかに適切な措置を講じること。

また、現場においては、事前に関係地域住民等への周知（資料2-7を参照）に努めること。

2 捕獲等に当たっては、外来生物法に基づく防除を実施していることを証する書類を携帯すること。

3 はこわなを使用して捕獲する場合には、次の事項に留意すること。

(1) 使用するはこわなごとに、外来生物法に基づく防除のための捕獲である旨、実施者の住所、氏名（団体名）、電話番号、猟具の使用期間等を記載した標識（資料2-8を参照）の装着等を行うこと。

(2) 原則として、巡視点検を1日1回以上行うものとする。捕獲をした場合は、いたずらに個体の損傷や衰弱をまねかないよう速やかに回収し、長期間放置することがないようにすること。

※動物福祉の観点から、捕獲をした場合は季節や天候に留意し、必要に応じシート等ではこわなを覆い、雨風や直射日光を防ぐこと。

(3) 錯誤捕獲を防止するための策を最大限に講じること。アライグマは夜間に捕獲されることが多いことから、錯誤捕獲の防止のため、昼間ははこわなの入り口を閉じたり、手先が器用なアライグマのみが捕獲されるようはこわなを加工することなど（資-図1を参照）が望ましい。

(4) 錯誤捕獲があった場合は速やかに当該個体を放獣すること。

ただし、鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可を得ている鳥獣にあっては、その許可内容に沿って適切に処置すること。

(5) はこわなに餌を入れて捕獲を行う場合は、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生を遠因を生じさせないように適切に行うこと。

※対象種以外の捕獲の頻発は、生態系に不必要な攪乱を与えるおそれや、わな管理労力の増大及び捕獲効率の低下を招くことに留意すること。

4 捕獲した個体を運搬する場合は、逸出の防止及び安全のための適切な措置を講じること。

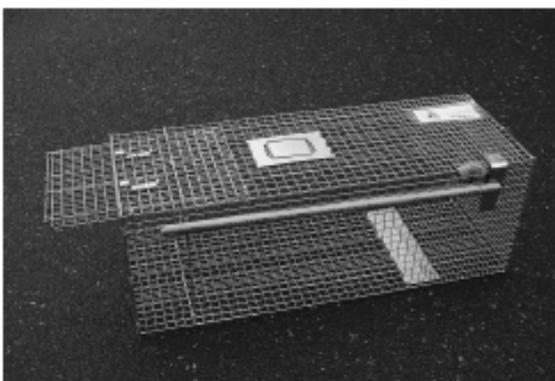
なお、鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可による捕獲の場合、運搬その他飼養等は、原則禁止であるため、その許可内容に沿って速やかにかつ適切に処置すること。

※ただし、処分のための一時的な保管、又は運搬は、例外的に可能であること。

- 5 鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施すること。
- 6 鳥獣保護管理法第12条第1項又は第2項で禁止又は制限された猟法による捕獲は行わないこと。
なお、当該猟法を使用する場合は、あらかじめ同法に基づく捕獲許可を得ること。
- 7 鳥獣保護管理法第15条第1項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法による捕獲は行わないこと。
なお、同法に基づく捕獲許可による捕獲の場合であって、やむを得ず当該猟法を使用する場合は、あらかじめ同法に基づく指定猟法許可を得ること。
- 8 鳥獣保護管理法第35条第1項で特定猟具使用禁止区域（銃器）として指定されている区域においては、銃器による捕獲は行わないこと。
なお、やむを得ず銃器を使用する場合は、あらかじめ同法に基づく捕獲許可を得ること。
- 9 鳥獣保護管理法第36条で危険猟法として規定される猟法による捕獲は行わないこと。
なお、同法に基づく捕獲許可による捕獲の場合であって、やむを得ず当該猟法を使用する場合は、あらかじめ同法に基づく危険猟法許可を得ること。
- 10 銃器による防除を行う場合は、鳥獣保護管理法第38条において禁止されている行為は行わないこと。
- 11 捕獲に使用した器具等は、感染症等を防止するため、使用后、速やかに消毒等の措置を行うこと。

資-図1 箱わなの加工例

(山崎晃司・佐伯緑「在来種の混獲防止トリガー付きアライグマ捕獲罠の導入について」より。
塩ビ管の中に手を入れ餌を引くことで扉が閉まる)



資料4 アライグマと形態的に類似する中型獣種の識別

形態的に類似した種との識別点

タヌキ

- ・前肢から肩にかけて黒い帯がある。
- ・四肢は黒色。
- ・指は4本で、イヌに似ている。



顔の模様

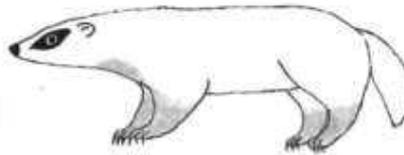


足跡 (後) (前)



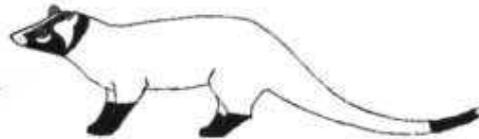
アナグマ

- ・四肢は短く、褐色か黒色。
- ・耳は小さく先端が丸い。鼻が大きい。
- ・指は5本で、湾曲した長い爪がある。



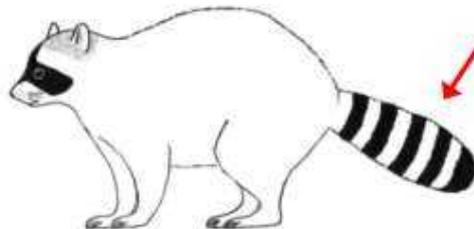
ハクビシン

- ・尾が長く、体の長さとはほぼ同じ。
- ・鼻から後頭にかけて白い帯がある。
- ・指は5本。



アライグマの特徴

- ・体重は4～10kg。
- ・尾を含めた長さは60～100cm。
- ・尾の黒い縞模様(5～7本)が大きな特徴。
- ・指は5本で、細長い。
- ・爪は短く、湾曲しない。



顔の模様



足跡 (後) (前)



(出典：環境省ホームページ (2021.2.8 閲覧)「特定外来生物 同定マニュアル 哺乳類」)